

議員提出議案第20号

ウイルス性肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成等を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎のウイルス感染者及び患者が、およそ350万人以上と推定されるほど拡大しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」において確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業により行われているところですが、対象となる医療がB型・C型肝炎のウイルスを破壊する効果のあるインターフェロン治療とB型肝炎のウイルスの増殖を抑制する核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数に上っています。特に重篤な病態により就労困難な場合も多い肝硬変・肝がん患者は、収入を制限された中で高額の医療費を負担せざるを得ず、生活に支障を来しています。さらに、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は患者の実態に応じたものになっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」においては、その成立時に「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされています。しかし、肝硬変及び肝がんにより毎日120人を超える患者が亡くなっている中、国はその患者に対し医療費助成を始めとした支援について何ら具体的な措置を講じていません。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項を早急実現するよう強く要望します。

- 1 ウイルス性肝炎から進行した肝硬変・肝がんを含む肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を見直し、患者の実態に応じ

た障害者認定制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	高橋勝頼
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	加川義光
	同	土井裕之